

レーザセンシング学会規程

旅費規程

平成31（2019）年 2月14日 制定
令和 3（2021）年 9月 2日 改訂

（目 的）

第1条 本規程は、レーザセンシング学会（以下、「本会」という）が行う事業に参加するために国内を旅行する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

（定 義）

第2条 旅費とは、交通費、宿泊費、日当、食卓料等を総称していう。

（旅行経路等）

第3条 旅程および旅費は、時間的かつ経済的に最も合理的な経路および方法により計算する。

- 2 交通費は、旅行の経路に応じて、自宅または職場等のある最寄駅または最寄バス停から、目的地の最寄り駅または最寄バス停までとする。
- 3 業務上の必要性、天災事変、交通機関の事故、その他やむを得ない事由により、前2項の経路および方法によりがたい場合には、実際の経路または方法により計算することができる。

（交通機関）

第4条 交通機関は、鉄道および路線バスの利用を原則とする。

- 2 普通急行料金は片道50km以上、特別急行料金は片道100km以上の場合に限り支給する。
- 3 グリーン車、グランクラス等の特別車両の利用は原則として認めない。ただし本会以外の者と同行する場合など業務上必要不可避の場合はこの限りではない。
- 3 航空機の利用については、航空機を使用しない場合の片道の旅行時間が概ね4時間を超え航空機を使用した場合に旅行時間を短縮することが可能な場合、航空機を使用することで日程の短縮が可能となる場合、あるいは、割引航空運賃を利用することにより旅費が陸路を使った場合より安価になる場合に利用することができる。
- 4 前項の場合において、スーパーシート等の特別座席の使用は、これを認めない。ただし本会以外の者と同行する場合など業務上必要不可避の場合はこの限りではない。
- 5 タクシーの利用については、その他の公共交通機関の利用が著しく困難な場合、または緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があるときは、これを利用することができる。
- 6 自家用車の利用については、その他の公共交通機関の利用と比べ、利便性が著しく向上する場合、または緊急を要するとき、その他やむを得ない事由があるときは、これを利用することができる。

（宿 泊）

第5条 宿泊を伴う旅行に対しては、外出開始日から終了日までの間の宿泊を原則とする。宿泊は、以下の上限を超えない範囲で、安全で経済的・効率的に合理的な施設・場所を利用することとする。

- 2 宿泊費の上限は、1泊あたり、東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市の場合8,700円、その他の場合7,600円とする。宿泊費に食事代が含まれる場合、朝食代相当額として700円を、夕食代相当額として1,500円を減ずる。
- 3 宿泊に伴う食卓料は、1泊あたり2,200円（朝食代700円、夕食代1,500円）とする。

- 4 繁忙などの理由により、第2項の宿泊費上限を超える施設・場所しか利用できない場合、事前に、事務局の許可を得たうえ、利用することができる。

(日当)

第6条 日当は、昼食が必要な旅行を行う場合、1日あたり1,100円とする。

(パック旅行等の使用)

第7条 旅行経路等の選定に当たっては、パック旅行や割引運賃の利用を行うことにより、旅費の低減に努める。

- 2 パック旅行を使用した場合、宿泊費上限額を宿泊費とみなし、料金から宿泊費上限額と食事代が含まれる場合には食卓料相当額を減じた額を交通費相当とみなす。
- 3 パック旅行を使用する場合、日程が長くなる場合においてもパック旅行を使用しない場合に比べて旅費が安価となる場合は、これを使用することができる。

(旅費の支給原則)

第8条 旅費は、特に定めのある場合を除き、次の原則に従って支給する。

- 2 交通費は、第4条に定める経路を利用した際の実費、あるいはその一部を第7条第2項に定める相当額を用いて計算した実費とする。
- 3 宿泊費は、第5条及び第7条第2項の定めに従い実費とする。
- 4 食卓料は、第5条第3項の定めに従い定額とする。
- 5 日当は、第6条の定めに従い定額とする。
- 6 旅費の請求に際し、領収書等の証憑書類を提出すること。ただし、公共交通機関（鉄道、路線バスに限る）の運賃など、金額が定まっているものについては、省略することができる。
- 7 航空機を利用した場合は、搭乗したことを証明するため、搭乗半券や搭乗証明書などの書類を証憑書類として提出すること。ただし、これらの書類には運賃種別コードが記載されていること。
- 8 自家用車を利用した場合は、走行距離1kmあたりの支給金額は15円とし、有料道路、有料駐車場などは、利用したことを証明するため、領収書等の証憑書類を提出すること。
- 9 本規程により支給される旅費の全部又は一部を本会以外から提供された場合、これに相当する部分の旅費は支給しない。

(その他)

第9条 本規程に定めのない旅費等については、事務局にて決定し、支給することができる。

- 2 本規程の定めにかかわらず、支給対象者が旅費を辞退した場合、旅費を支払わないことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成31（2019）年 2月14日より施行する。

平成31（2019）年 2月14日 制定・施行

令和 3（2021）年 9月 2日 改訂

第4条第6項追加、第5条第4項変更、
第8条第8項追加、第9条第1項変更